

8 2019 August

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2019年9月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30				1 先勝	2 友引	3 先負
4 仏滅	5 大安	6 赤口	7 先勝	8 友引	9 先負	10 仏滅
11 大安 山の日	12 赤口 振替休日	13 先勝 <small>7月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(7月雇入分)</small>	14 友引	15 先負	16 仏滅	17 大安
18 赤口	19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅	23 大安	24 赤口
25 先勝	26 友引	27 先負	28 仏滅	29 大安	30 友引	31 先負

8 総務・経理のお仕事カレンダー 8月の税務と労務



税務

- 7月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 8月13日(火)まで
- 2019年6月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税を除く)。
→ 決算応当日(月末決算では2019年9月2日(月))まで
- 2019年12月決算法人の中間申告(法人税・消費税など)
→ 決算応当日(月末決算では2019年9月2日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち2019年9月・12月・2020年3月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では2019年9月2日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち5月・6月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では2019年9月2日(月))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(7月雇入分)
→ 8月13日(火)まで

- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の7月雇入・離職分)
→ 9月2日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(7月分)
→ 9月2日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

8月給与支払い時の社会保険料 ～随時改定にご注意～

社会保険(健康保険・厚生年金保険)の保険料算定の基礎となる標準報酬月額、毎年4月から6月の報酬月額を基に、9月分から改定されます(定時決定)。ところが4月昇給の結果、同期間で2等級以上高い標準報酬月額となる場合は、7月分から改定されます(随時改定)。

給与から社会保険料を控除するときは、この「随時改定」では通常8月支払い給与から、新しく決定された保険料を差し引くこととなります。

なお、昇給で雇用者の給与等の支給額が前期を越える場合で一定要件を満たすときは、法人税で税額控除が適用されますので資料の収集が必要です。



で読める! 税務基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜



軽減税率対策補助金も課税対象?

令和元年10月1日からの消費税軽減税率制度の導入に対応するために、新たに複数税率対応レジ等を取得したり、システムを改修等した場合には、「軽減税率対策補助金」の交付を受けることができます。

交付を受けた補助金は雑収入等として益金に算入されますが、「国庫補助金等の圧縮記帳制度」の適用により、

固定資産の取得価額を減額することで、課税の繰延べを図ることができます。

なお、圧縮記帳適用後の取得価額が30万円未満になった場合には、中小企業者等は「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により一時に損金に算入することができます。

■ 軽減税率対応のレジを300,000円で購入し、補助金を200,000円受け取った場合

<取得日等>	レジの取得日：期首、耐用年数：5年、償却方法：定率法（償却率：0.400）
<仕 訳>	器具備品 300,000円 / 現 預 金 300,000円 現 預 金 200,000円 / 雑 収 入 200,000円

(単位：円)

圧縮記帳	仕 訳	内 容
適用しない	取得価額300,000円を基に減価償却費を計上 減価償却費 120,000 / 器具備品 120,000 → 利益が80,000生じます。 雑収入 (200,000) - 減価償却費 (120,000)	交付を受けた補助金の全額が益金に計上され、レジは取得価額が30万円以上なので、取得価額を基準に減価償却費が計上されます。
適用する	圧縮損を計上 固定資産圧縮損 200,000 / 器具備品 200,000 → 利益が0となります。 雑収入 (200,000) - 固定資産圧縮損 (200,000)	交付を受けた補助金の全額が益金に計上されますが、取得したレジの取得価額を減額し損金算入（圧縮記帳）することで、課税を翌事業年度以降に繰り延べることができます。 <small>* 青色申告書を提出する中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得等し事業供用した場合には、事業供用時に全額損金算入することができます。（年間300万円が限度）</small>
	取得価額100,000円を基に減価償却費を計上 減価償却費 40,000 / 器具備品 40,000 圧縮後に中小企業者等の少額減価償却資産の特例*を適用 消耗品 100,000 / 器具備品 100,000	



ここにも注目!

軽減税率対策補助金とは

軽減税率対策補助金とは、消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して複数税率対応レジの導入等に要する経費の一部を補助する制度をいい、具体的には下記の3つの申請類型があります。

なお、令和元年9月30日までに複数税率対応レジ等の導入等を終え、令和元年12月16日までに補助金の交付申請を行う必要があります（B-1型は同年6月28日までに申請）。 **問合せ：軽減税率対策補助金事務局**

A型	B型	C型
複数税率対応レジの導入等支援 軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジ又は区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入等する必要がある事業者が使える補助金	受発注システムの改修等支援 軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取り扱うために、電子的受発注システムの改修等を行う必要がある事業者が使える補助金	請求書管理システムの改修等支援 軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修等を行う必要がある事業者が使える補助金